

原議保存期間	20年(令和26年3月31日まで)
有効期間	一種

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 交 企 発 第 5 7 号
令 和 6 年 1 月 3 1 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の一部改正に係る関係規定の解釈及び運用上の留意事項について（通達）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）の一部の施行に当たり、その趣旨、内容及び留意事項については、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和6年1月31日付け警察庁丙交企発第7号）により通達したところであるが、改正法による自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）等の一部改正に関し、関係規定の解釈及び留意事項は別添のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の一部改正に係る関係規定の解釈及び運用上の留意事項

1 解釈

(1) 標識の掲示等について

改正法による改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項、古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号。以下「改正規則」という。）による改正後の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）第7条及び国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号。以下「命令」という。）の規定により、自動車運転代行業者は、標識を主たる営業所の見やすい場所に掲示するほか、随伴用自動車の台数が1台以下である場合、又は自動車運転代行業者が管理するウェブサイトを用意していない場合のいずれかに該当する場合を除き（後記2(2)参照）、標識を自動車運転代行業者のウェブサイトへ掲載することにより、公衆の閲覧に供しなければならないこととなる。

この点、自動車運転代行業者のウェブサイトにはSNS等を含まないこととしている。これは、既存のSNS等の中には、アカウントを作成しなければ全ての情報を閲覧することができないものや、タイムラインが随時更新され、過去に掲載された情報を見つけることが困難であるものも存在し、利用者による情報へのアクセスが容易でないほか、掲載される情報の正確性が担保されないことが懸念されたためである。

なお、法第6条第1項は、「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信」と規定しているが、これは、単にインターネットと規定した場合、インターネットを活用してさえいけば、特定の者しか閲覧することができないような方法であったとしても義務を履行したこととなることから、「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信」と規定することとした。

(2) 経過措置について

改正法附則第4条の規定により、施行前にした行為を理由として、施行後に自動車運転代行業の停止の命令を行うことができることとなる。

また、施行後にデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（令和5年政令第315号。以下「改正令」という。）による改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「令」という。）第5条第2号イからへのいずれかに掲げる事由が生じ、累積点数を算出する場合において、当該日から起算して過去2年以内に行われた行為のう

ち、施行前に行われた行為によって付される点数については、改正令附則第2項の規定により、施行前の規定が適用されることとなる。

2 運用上の留意事項

(1) 認定の通知

改正法による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第5条第2項の規定による認定をした旨の通知は、認定証を交付することにより行われてきたところであるが、改正法の施行により、認定証は廃止されることとなることから、施行後においては、これまでと同様の方法では認定した旨の通知ができないこととなる。この点、法の規定により、引き続き、認定した旨を通知する必要があるほか、標識の作成に当たっては認定番号が必要となることから、認定番号についても確実に通知すること。

なお、既に認定を受けている自動車運転代行業者については、施行前の認定証番号を施行後の認定番号として取り扱うものとする。

(2) 適用除外について

前記1(1)のとおり、自動車運転代行業者のうち、随伴用自動車の台数が1台以下である場合、又は自動車運転代行業者が管理するウェブサイトを持していない場合のいずれかに該当する者については、標識をウェブサイトに掲載する義務が課せられないこととなる。

この点、既に認定を受けている自動車運転代行業者については、都道府県警察において、当該者が保有する随伴用自動車の台数及び管理するウェブサイトの保有状況を確認した上で、当該者が施行までの間に講ずべき措置について、適切に周知すること。

(3) 標識のウェブサイトへの掲載方法

自動車運転代行業者が作成した標識については、当該自動車運転代行業者が管理するウェブサイトに掲載することとなる。

法の規定により、標識を公衆の閲覧に供しなければならないこととしているため、電子データのリンクを掲載するのではなく、画像化して表示させるなどして、ウェブサイト上で標識そのものを閲覧することができる状態に置く必要がある。

(4) 標識の更新

旧法第8条第3項の規定により、自動車運転代行業者は、変更の届出をした事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならないとされていたところ、改正法においては、標識の記載事項のうち変更のあった事項について、書換えをしなければならないとする規定は設けないこととした。

他方で、標識の記載事項に変更があったにもかかわらず、当該事項の書換えを行わなかった場合には、都道府県警察のウェブサイトで公表される認定業者の一覧に掲載された情報との不一致が生ずることとなることから、標識の記載事項が常に最新の情報となるように適切に更新するよう、自動車運転代行業者を指導すること。

(5) 廃業等

旧法第9条第2項の規定により、自動車運転代行業を廃止するなどの事由に該当することとなったときは、認定証を返納することとされていたところであるが、施

行後においては、廃業等届出書を提出することとなる。

なお、改正規則による改正前の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第11条の規定により、認定証の返納は、旧法第9条第1項又は第2項に規定する事由の発生の日から10日以内に行わなければならないとされていたところ、廃業等届出書の提出についても、法第10条の規定により、法第9条第1項又は第2項に規定する事由の発生の日から10日以内に行わなければならないこととなる。

(6) 認定事業者の一覧に掲載する情報

認定を受けた自動車運転代行業者の信用性を担保するため、都道府県警察のウェブサイトにおいて自動車運転代行業者の一覧を公表することとする。公表する情報については、少なくとも以下の事項が含まれるようにすること。

- ・ 認定番号
- ・ 認定年月日
- ・ 氏名又は名称
- ・ 主たる営業所の所在地（記載範囲については、各都道府県警察の判断によることとする。）